取調べの可視化実現ニュース

2013
通算第22号
2013.11.1

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

今月の特集

- 取調べの可視化を求める連続市民集会
- 法制審議会特別部会・作業分科会の議論状況など
- 院内学習会「これが“新時代”の取調べの可視化？～ガラパゴス化する日本の刑事司法～」
- 各地の取組（兵庫県，愛知県）

7月31日・9月11日
取調べの可視化を求める連続市民集会
「取調べがアブナイ！」を開催

事務局次長　遠山　大輔（京都）

パート1「可視化して防げ罪なき人の罪」（7月31日）では、えん罪被害の実態が語られました。4人の被害者はいずれも、取調室で犯人と決めつけられ、いわれなき反省を求められながら、自白を迫られる過程を語りました。北九州爪ケア事件の上田里美氏は、でっち上げられた内容の調書に「私ってこんなに酷いのか」と感じながらも、「取調べを終えるため」に泣く泣くサインしたとのことです。パネルディスカッションでは、この実態を受けて可視化の必要性が再確認されるとともに、録画が捜査側にも有利に作用し得る点が指摘されました。このほか、法制審特別部会の議論状況について、要点が紹介されました。

調書に署名させられた経緯を語る上田里美氏

パート2「『作られた自白で有罪』時代との決別」（9月11日）では、ジャーナリストの江川紹子氏が、法制審での議論状況に危機的関心を示し、「えん罪防止」という原点にかえるべきだと訴えました。元裁判官の木谷明会員（第二東京）は、裁判官が供述過程をしっかりと検討せずに自白調書の内容を鵜呑みにすることがえん罪の元凶であると指摘しました。宮崎誠元日弁連会長からは、特別部会の可視化に関する議論において、検察・警察がいまだに抵抗を続けている状況が紹介されました。パネルディスカッションでは、裁判官、弁護人の役割についても触れながら、「自白は自分たちが作るもの」という検察・警察独自の「文化」を是正するために可視化が絶対に必要だということが確認されました。

法制審や国会での議論で大きく活かされるべき成果の得られた連続市民集会でした。

調書を鵜呑みにする裁判所の姿勢も批判された

兵庫県
「虚偽自白と冤罪事件」をテーマに市民集会を開催

兵庫県弁護士会は、2013年8月3日、神戸市の同会会館で、取調べの可視化市民集会「弁護人の立場から見た『虚偽自白と冤罪事件』～『再審・東住吉放火殺人事件の真実』」を開催し、約100人の市民が参加しました。

後藤貞人会員（大阪）からは東住吉事件の詳しい経過に関して、それぞれ講演をいただきました。密室での取調べが虚偽自白を生み、それが冤罪という悲劇を生むことを市民に理解してもらうことができ、取調べの可視化の必要性をしっかりアピールすることができました。

（兵庫県弁護士会取調べの可視化実現本部本部長代行　森津　純）

法制審特別部会 作業分科会の議論状況など

取調べの可視化実現本部副本部長
小坂井　久（大阪）

2013年10月2日、法制審議会特別部会の作業分科会（第1分科会の第7回会合）が開かれ、取調べの録画制度について議論されました。6月の特別部会以降、同制度について作業分科会で議論されるのは、今回が初めてです。

特別部会の「基本構想」における二つの案のうち、二つ目の取調官裁量案については、警察庁から出席している幹事から「裁判員裁判対象事件についての努力義務規定を付加したい」との意見が出されたものの、他の委員・幹事からコメントはありませんでした。議論は、もっぱら第一案（原則全過程録画の義務化）に関わる論点に集中したのです。

まず、対象事件の身体拘束という限定を受け、余罪取調べをどう扱うかが問題とされました。いくつかの考えがあり得ますが、そもそも対象事件を限定すること自体から生じる問題であることを認識する必要があると思われます。

また、例外事由をどう絞るかの議論が改めてなされました。例えば録音のみの場合を法制化するかどうか、当局側は慎重な姿勢に終始しています。証拠能力問題については、任意性の立証方法を録画・録音記録に制限するとの案が主に検討されました。

今回の議論を経て、11月7日・13日の第21回・第22回特別部会で更に議論されることになります。その上で改めて12月11日の作業分科会で制度構想案を詰めることになると見込まれています。

第一案につき、対象事件を全事件にするための方向性をどのように打ち出し、かつ、身体拘束の要件をどのように外していくかが課題というべきでしょう。また、参考人取調べの可視化の制度化を改めて俎上に乗せるべきときです。

様々な議論・批判はあると思われます。しかし、2014年の「可視化立法」は確実視されるところです。立法の行方を動かし得るのは、市民の支援の力でしょう。他方、一人一人の弁護実践の在り方こそが、可視化の現場を決めていくと思われます。正念場です。

院内学習会
「これが“新時代”の取調べの可視化？～ガラパゴス化する日本の刑事司法～」

事務局次長　西田　穣（東京）

2013年10月8日、衆議院第二議員会館多目的会議室にて、取調べの可視化を求める市民団体連絡会主催（日弁連共催）の院内学習会が開催されました。国会は休会中でしたが、国会議員3人、秘書も含めれば10人、全体で110人を超える参加がありました。

基調報告として、小池振一郎会員（第二東京）から、拷問禁止委員会からの勧告を交えて、国際水準から乖離した我が国の刑事司法の問題が提起され、続いて、青木理氏（ジャーナリスト）、青木和子会員（第二東京）、客野美喜子氏（なくせ冤罪！市民評議会代表）、及び寺中誠氏（アムネスティ・インターナショナル日本／東京経済大学）をパネリストとして、現在の法制審特別部会の議論自体が、世界の常識から乖離した時代遅れのものであることの議論がされました。

基本構想が出された現時点では、市民・国民からの訴えが特に重要であり、引き続き訴えを強めていくことを確認しました。

「日本の刑事司法は暗黒時代」と語る青木理氏

愛知県
市民集会「元検事とえん罪被害者が取調べを語る！」

10月12日、愛知県弁護士会主催、日弁連・中部弁連・三重弁護士会・岐阜県弁護士会の共催で、市民集会「元検事とえん罪被害者が取調べを語る！」を開催しました。枚方市談合事件のえん罪被害者で、大阪地検特捜部検事による苛酷な取調べを受けた小堀隆恒氏、佐賀市農協背任事件の被疑者取調べで暴言を吐き検事を辞職した後、検事生活を振り返り「検事失格」を著された市川寛会員（東京）、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会幹事の小坂井久会員（大阪）の各講演とパネルディスカッションを行いました。

苛酷な取調べを語る小堀隆恒氏

小堀氏は、言葉に尽くせぬほど心身ともに大変厳しい取調べにより自白を迫られた実態を話され、市川会員は、検察組織の中では自白調書に署名させることのできる検事が評価され、取調べ担当検事は検事自身の意思にかかわらず上司の「割れ」との指示などで手段を選ばず自白調書への署名を求めてしまう等の実情を話されました。小堀氏の経験した人権侵害甚だしい取調べの危険が現在も何ら変わらず、取調べの可視化が必要不可欠であることを市民に改めて訴えることができたのではないかと思います。

（愛知県弁護士会取調べの可視化実現本部事務局長　園田　理）